５～７　（略）

８　座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の３第４項において準用する同条第３項の告示で定める基準は、第４項の基準とする。ただし、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第７改訂版の規則8.1.から8.3.6.までに限る。）は適用しない。

９　（略）

10　座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の３第５項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第７改訂版の規則8.4.（8.4.1.3.を除く。）に限る。）に定める基準とする。

11　保安基準第22条の３第５項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一　補助座席に備える座席ベルト

二　協定規則第16号（同規則第７改訂版の規則2.1.4.に限る。）に定める座席ベルト

三　キャンピング車及び霊柩車に備える座席であって運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト

四　高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト

五　保安基準第22条第３項第１号から第３号まで及び第６号に掲げる座席（同項第２号に掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。）、幼児用座席並びに座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト

（年少者用補助乗車装置等）

第32条　年少者用補助乗車装置取付具（「ＩＳＯＦＩＸ取付装置」（回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた２個の取付部で構成される取付装置をいう。）、「ＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置」（年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付装置をいう。以下同じ。）及び「サポートレッグ接触面」（年少者用補助乗車装置の下部に備える固定具が接触する床面をいう。）をいう。以下同じ。）の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の５第２項の告示で定める基準は、協定規則第14号の技術的な要件に定める基準とする。

ただし、年少者用補助乗車装置取付具を備えた自動車（第５条第１項第４号から第６号までに掲げる場合以外の場合における自動車に限る。）について座席（年少者用補助乗車装置取付具が備えられたものに限る。）を取り外す改造をした場合又は保安基準第22条の５第１項ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第７改訂版の規則5.3.8.に限る。）の規定は適用しないものとする。

２　年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の５第３項の告示で定める基準は、協定規則第129号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則4.、6.及び7.に限る。第110条において同じ。）に定める基準とする。

５～７　（略）

８　座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の３第４項において準用する同条第３項の告示で定める基準は、第４項の基準とする。ただし、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第７改訂版の規則8.1.から8.3.6.までに限る。）は適用しない。

９　（略）

10　運転者席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の３第５項の告示で定める基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては協定規則第16号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第７改訂版の規則8.4.（8.4.1.1.を除く。）に限る。）に定める基準、小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車を除く。）にあっては別添33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準とする。

（新設）

（年少者用補助乗車装置等）

第32条　年少者用補助乗車装置取付具（「ＩＳＯＦＩＸ取付装置」（回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた２個の取付部で構成される取付装置をいう。）、「ＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置」（年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付装置をいう。以下同じ。）及び「サポートレッグ接触面」（年少者用補助乗車装置の下部に備える固定具が接触する床面をいう。）をいう。以下同じ。）の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の５第２項の告示で定める基準は、協定規則第14号の技術的な要件に定める基準とする。

ただし、保安基準第22条の５第１項ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第７改訂版の規則5.3.8.に限る。）の規定は適用しないものとする。

２　年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の５第３項の告示で定める基準は、協定規則第129号の技術的な要件（同規則改訂版の規則4.、6.及び7.に限る。第110条において同じ。）に定める基準とする。